

令和5年度第2回目黒区入札監視等委員会（延べ39回）議事概要

日 時 令和6年3月19日（火） 午後6時30分から8時50分まで
場 所 目黒区総合庁舎地下1階 入札室
出席委員 岡田委員、伊東委員、播磨委員 （委員3名、出席委員3名）

【議 題】

- 1 入札・契約状況について・・・・・・・・・・資料1、資料1－1、資料1－2
- 2 指名停止措置等の状況について・・・・・・・・・・資料2
- 3 公契約条例の適用状況等について・・・・・・・・・・資料3、資料3－1
- 4 前払金及び中間前払金の支払限度額の改正について・・・・資料4

【資 料】

資 料 1	入札・契約状況について
資 料 1－1	競争入札における工種別落札率の状況
資 料 1－2	競争入札の実績 (令和5年度競争入札による契約一覧 工事)(令和5年12月末時点) (令和5年度競争入札による契約一覧 設計)(令和5年12月末時点) (令和5年度競争入札による契約一覧 物件)(令和5年12月末時点)
資 料 2	指名停止措置等の状況について
資 料 3	公契約条例の適用状況等について
資 料 4	前払金及び中間前払金の支払限度額の改正について

※非公開議題については、議題及び資料の記載を省略しています。

議 事 概 要（議題についての意見）

1 入札・契約状況について

事務局：資料 1、資料 1-1、資料 1-2 について説明

委 員：落札事業者の選定にあたり、事業者の経営成績や契約金額など、落札価格以外の理由で事業者を決めることはあるのか。

事務局：基本的には金額で決まるが、工事については、価格以外の要素として類似の工事の成績などを点数化して総合的に一番高い事業者が落札する総合評価方式という制度があり、毎年 10 件から 20 件くらいある。

委 員：総合評価方式で落札した事業者が、成績が高いので選ばれがちになるということか。

事務局：工事については、条件付き一般競争入札が一般的で、告示の条件に合った事業者が手を挙げる。都内の自治体に参加している共同運営という仕組みの中で、実績・企業規模・売り上げなどを評価して等級を決めている。目黒区では案件ごとに参加できる等級を決めており、基準にさえ合致すれば事業者は参加できる。

委 員：資料 1－2 について、落札率が 100% の案件があるが、何か推察できることはあるのか。

事務局：No 5 については、2 者が予定価格と同額を入札したため、結果的にくじで選んだ。

No 22 も同様で、金額を入れた 2 者のうち、1 者は最低制限価格未満、もう 1 者は予定価格と同じ金額の入札だった。

No 26、28 及び 135 については、金額を入れた事業者が 1 者で、予定価格と同額の入札だった。

委 員：希望確認型指名競争入札の場合、最初は希望していたにもかかわらず、辞退して 1 者なり 2 者になるのは、何か背景があるのかなという疑いを持たれる可能性があるのではないか。予定価格と同額で入札してくるというのは、落ちなくてもいいという前提なのではないか。

事務局：予定価格を公表しているので、入力の手違い以外には予定価格を超えた金額の入札はない。参加申込後に詳細な資料を確認した段階で想定と異なっていることもあるし、他の仕事を受注したなどの理由で辞退する事業者もいる。

委 員：予定価格と同額というのは、談合が疑われないか。

事務局：昨今の資材高騰により、価格競争が難しくなっており、予定価格と同額になることはある。

入札は誰が参加するかは明らかになっていないため、談合の心配は少ないと認識している。

委 員：競争入札の貸貸借は 23 億超となっているが、非公表となっている。こういった内容なのか、公表できる範囲で教えてほしい。

事務局：向原小学校の仮設校舎、情報機器の借り上げなどが大きな部分を占めている。

委 員：人件費の高騰や職人の不足など、入札辞退に影響はあるのか。

事務局：不調のところで触れるが、人の手配が難しいということは聞いており、辞退する事業者はいる。不調にならないよう、発注時期の平準化などに取り組んでいきたい。

2 指名停止措置等の状況

事務局：資料 2 について説明

委 員：指名停止の期間は 12 か月となっているが、指名停止基準を見ると 3 か月以上 18 か月以内

となっている。基準があって、12 か月としたのか。

事務局：指名停止基準の運用を定めており、それに従って判断している。

3 目黒区公契約条例の適用状況等について

事務局：資料 3、資料 3－1 について説明

委 員：労働報酬下限額を上回って支払っていることを調査しているのか。

事務局：労働台帳を年間 2 回提出してもらっており、上回っていることを確認している。

委 員：虚偽報告があった場合はどうなるか。

事務局：区には調査権限があるため、労働者からの申し出等により立入検査を行うことができるが、今のところなかった。R3 年度に行った事業者向け実態調査では、制度はきちんと理解されており、適正に運用されていると認識している。

委 員：下請けにも適用されるのか。

事務局：下請け、孫請けなど携わる人全員に適用される。

委 員：学校の給食調理委託についてはまとめて委託されているが、何か理由があるのか。

事務局：給食については、業務改善提案型という方式で契約しており、履行状況が良好であれば最大 5 年間継続できることになっている。5 年が終わるごとにプロポーザル方式で事業者を選定しているが、1 社が複数校受託すれば、まとめて契約している。

委 員：公契約に違反する契約解除は、事業者にとってダメージになるのか。

事務局：公契約に伴う解除は指名停止になるので、ダメージはあると思う。

4 前払金及び中間前払金の支払限度額の改正について

事務局：資料 4 について説明

委 員：具体的な限度の範囲は、どのように決まるのか。

事務局：契約金額に対して 20 %、40 %というのは法令で決まっている。

委 員：前払い金の使い方について点検することはあるのか。

事務局：区では確認していない。